

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
三木町「希少糖の里」再生計画 ～ 21世紀の夢に挑戦する町づくり～
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
香川県木田郡三木町
- 3 地域再生計画の区域
三木町の一部（山南地区）

4 地域再生計画の目標

1) 三木町の地勢と状況

三木町は、香川県東部に位置し、西は高松市、南は高松市と徳島県美馬市、東はさぬき市、北は高松市にそれぞれ接する。町域は、東西5.8km、南北18.4km、総面積75.78km²、中央部が平地で、南と北が山地になっている。平地部には、東西に県道高松長尾大内線、高松自動車道、それに接続する国道11号や県道三木綾南線の道路、高松琴平電鉄長尾線が通り、町の主要道路・交通機関となっている。町役場や幼稚園、小・中学校をはじめ、香川大学医学部、農学部、また県内唯一の単位制高等学校である三木高等学校が町の中央部に位置する。

国勢調査による人口は、昭和45年に23,308人であったが、平成17年度には28,794人と5,486人の増加となっている。南部に讃岐山脈を配した町の主要産業は、流通の利便性と豊かな自然を活かした第一次産業で、水稻のほか、黒大豆やイチゴ、キュウリ、ナバナ、アスパラガス、トマト、ブロッコリーなどの野菜類が多く栽培されている。町の姿は、いわゆる環境に恵まれた田園都市の景観である。本町は、この景観を保つため平成17年度～平成21年度の事業として既に、「清流新川と田園都市」再生計画に取り組んでいる。

しかし、一方で平成17年度末を以って讃岐山脈の中腹に位置する町立小菘幼稚園、小・中学校（「旧小菘小・中学校」以下同じ）並びに神山幼稚園、小・中学校（「旧神山小・中学校」以下同じ）が廃校となり、これら校区のある山南地区の過疎の進行が、一層深刻な状況にある。平地部の住環境が整備されたとしても、三木町面積の約3分の1を占めるこの地域の振興は、町全体の活力を左右するものであり新しい振興策が求められていたところである。

2) 本地域再生計画の背景

三木町山南地区は、三木町南部山間地区の谷あいにある小蓑地区と奥山地区の2つの地区の総称である。この地域の人口動態は、平成6年3月末で858人、平成18年3月末で590人、高齢化率は平成6年同期で33.2%、平成18年同期で50.8%と、平地部の人口増加とは対照的に過疎化と高齢化が、確実に進行していること示している。

両地区の幼稚園、小・中学校は、小蓑地区で平成22年度の中学3年生1人が卒業することで、また奥山地区で平成29年度の中学3年生1人が卒業すると、それぞれの施設すべてが自然廃校となる。地元の声もあり、三木町は平成16年度に「三木町小中学校適正化審議会」を立ち上げて地元保護者、住民等と慎重審議を重ね、「子供たちの将来の選択枝を増やすことが肝要である」として、両施設を平成17年度末を以って閉校とすることに決定した。そして子供たちの新しい通学校への交通手段として、「スクールタクシー」を導入し、地域に子供がいる限りその運行を約束して、過疎化の歯止めと地域振興の下支えの体制をとっている。現在子供も地域住民もこの措置を大いに喜んで、地域からの片道約30分の通学に馴染んでいる。これを機に両地区では、「小蓑の未来を考える会」「奥山をよくする会」を平成17年度秋に立ち上げ、地区の活性化を模索しているところである。

山南地区のこのような過疎化現象は、かねてより三木町も察知して、両地区住民と連携を持ちつつ、さまざまな国の施策を活用してきたところである。昭和53年度には、旧農林省の事業を活用し、「三木山南土地改良区」を組織して畑などの農地開発を手がけ、タバコを始め、キャベツやダイコンなど高冷地野菜などの生産を手がけ地域ブランドとして現在に至っている。また、平成14年度～平成20年度の期間で農林水産省の事業である「香川県営中山間地域総合整備事業」に取り組み山南地区の活性化、農業の効率化や生産性を促進するとして農地、農道等の整備を進めているところである。さらに、農林水産省の事業である「品目横断的経営安定対策」への平成19年度の参入を目指して、平成16年度に地元小蓑地区の農家が中心となり、「山南営農組合」を組織して山間の冷涼な気候と土地柄を活かした小蓑の「ブランド米」生産の安定化と効率化を目指しているところである。

一方、国の施策であるグリーン・ツーリズムについても平成16年度から取り組んでおり、奥山地区、小蓑地区でそれぞれに成果を収めている。

このような中、「心のよりどころ」であった学校がなくなったことは地域

住民にとって耐え難い決断であったが、このたび研究・研修・教育を事業内容とする「ベンチャー企業」(合同会社希少糖生産技術研究所)がこの地に根を降ろせば、地元にある農学部や医学部と地域の連携も一層深まり、国際希少糖学会の開催や世界の研究者、技術者の受け入れ、そして小学生から大学生、一般の人々にわたる研修・見学者の受け入れが進むことになれば、山里の人々にとって念願の夢が実現することになる。

さらに、希少糖の医薬、食品、農業用資材としての実用化が5年、10年先に順次実現してゆけば、これまで山南地区で導入し、取り組んできた国の各施策事業が、これを核として統合され小蓑地区、奥山地区の新しい発展はもとより、三木町全体の「21世紀への夢」が大きく膨らみ展開すると期待する。三木町はこの夢の実現に主体的に取り組む準備を整えている。

3) 三木町としての議論の経過の概要

「合同会社 希少糖生産技術研究所」設立関係者から平成17年11月下旬に山南地区にある旧小蓑小・中学校校舎等を「三木町希少糖研究研修センター」として活用し、三木町を希少糖に関する学術研究の世界への発信基地にすると共に、産学公連携による新しい産業再生への研究拠点とし、同時に、豊かな自然の中で科学の夢を育む科学教育の拠点にしたい旨の打診があり、三木町は、平成18年1月23日「三木町希少糖研究研修センター誘致検討委員会」を設置して3回にわたる誘致検討委員会を進めて来た。その結果、この企業が取り組む内容は、賑わいをもたらす短期的なもの、地域ブランド製品にも繋がる長期的な成果を内蔵しており、単に山南地区や三木町の教育文化、農業技術や産業の発展に限らず、町内外の活性化にも広く貢献するものであること。また各分野の研究者や小学生から高校生、一般の人々など広範な層の人々に科学への夢を与えるものであることから、三木町と合同会社等が一体となることによって、世界に希なる研究の拠点「希少糖の里」として「三木町の賑わい」が十分に期待できるとの結論に至った。そして、平成18年9月定例町議会全員協議会においてその価値を認め旧小蓑小・中学校への企業誘致と三木町による校舎等改修が全会一致で承認されたところである。

目標

希少糖生産技術研究所「三木町希少糖研究研修センター」(「研究研修センター」以下同じ)を誘致することによって、三木町と「研究研修センター」は、過疎になった山南地区に以下のような賑わいの回復を目標とする。

三木町と「研究研修センター」が連携して行う事業の目標

- (1) 地域の自然や施設等を活かした多様な体験学習コース、バイオ技術等の研修コースを県内外に提供し、小・中学生から高校、大学、一般の学習者、見学者を年間を通じて受け入れる。5カ年で延べ約500人を確保する。
- (2) 農業、畜産や製造業等に活かす実用化に向けて、周辺地域住民に研究の成果等を公表する場を年間1回～2回開催する。また、地域住民との交流会等を行う。
- (3) 用務・事務員等として山南地区住民若干人を雇用する。

「研究研修センター」が主体となって行う事業の目標

- (1) 国際希少糖学会を隔年開催すると共に、各種学会等の開催により、年間延べ約100人を超える研究者・技術者、企業者の訪問を受け入れる。
- (2) 世界規模で随時に研究者・技術者の受け入れを行う。

なお、長期的には、先にも紹介したように希少糖の実用化のめどがたった暁には、さらに新しい産業の創出・発展や「小蓑ブランド」「三木町ブランド」の夢や雇用の促進が期待できる。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

過疎化が進行する山南地区に、かつての賑わいと心のよりどころを恒常的に回復させる手段として、ベンチャー企業を導入し、雇用の促進、小・中学生から一般を対象とした体験学習・研修コースの設定、学会の開催等5つの目標を設定した。これらを円滑かつ効果的に実施するために、三木町は「三木町」「研究研修センター」「町議会」「地区住民」「有識者」等で構成される「三木町希少糖研究研修センター連絡協議会」(「希少糖連絡協議会」以下同じ)を設置し、三木町、住民、企業が一体となって地域の活性化に取り組む体制づくりを行う。そして、5年後、10年後に希少糖の食品、農業、医薬品等々への利用の実現化が進行すれば、また新しい地域発展の展開が大いに期待される。

このことに三木町は、旧小蓑小・中学校校舎等の改修に相当額の投資を行いその算段等についてテーブルに着くだけでなく本事業の盤石な基盤づくりと円滑な運営・経営に参画する。そして、企業とともに短期的長期的な成果と発展をめざすものである。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 当該措置を受けようとする者

香川県木田郡三木町

(3) 転用の形態及び転用後の管理者

転用の形態 無償貸与

転用後の施設管理者 香川県高松市仏生山町甲578番地3

合同会社希少糖生産技術研究所

(4) 事業の概要

旧小菘小・中学校は、幼稚園、小学校、中学校が同一敷地で、さらに小学校中学校が、同一校舎内にある。

小・中学校校舎と給食場が昭和59年度に、幼稚園舎が昭和60年度に、屋内運動場が昭和62年度にそれぞれ鉄筋コンクリート建築され、小・中学校舎で築後23年であり、大きな傷みもなく大切に使われてきた。校地は、運動場と同一平面上にあり、校舎の配置は、中庭を囲むように校舎、屋内運動場、幼稚園舎や給食調理場があり、職員室・校長室から全ての建物が視野に入ること、管理のしやすい配置となっている。また、小菘地区の人々は、良くまとまっており、温厚誠実、勤勉で棚田も畑もよく手入れができています。自発的良心的なボランティア精神に富み、訪れる人を温かく迎える人情の豊かさがある。学校施設の配置といい、地域の人柄といい、緑豊かな清流もあるこの環境は、研究施設として活用するには最適の場であろう。

この企業は、世界で唯一の希少糖生産技術を確立して、食品や農薬、医薬品等々への応用研究を進めている香川大学希少糖研究センターと連携するベンチャー企業であり、「旧小菘小・中学校」をその組織の拠点として世界規模で研究と教育研修等を行うことを事業内容とする。これは、かつて廃校になる直前までここに通った小中学生が取り組んだ「小菘株式会社」(平成15年度～平成17年度 世界の優れた金銭教育として平成17年12月24日NHK教育テレビ全国放送で紹介され、また同年12月27日金融庁長官・日銀総裁賞を受けた)を支えた地域住民の元気を再び引き出し、過疎化の進む山里に自らの土地を活かすことができるという大きな「夢と活力をもたらす素材」を十分に備えるものである。

なお、この事業を行うにあたり、三木町はこれら廃校校舎等を事業者(合同

会社希少糖生産技術研究所)に無償で貸与して有効活用を図る。貸与にかかる施設の改修は、貸主である三木町がおこなう。

その具体的な校舎等の活用・改修計画は次のとおりである。

(5) 具体的な廃校校舎等の活用

1) 屋内運動場 (R 平屋建 481㎡ 62年度建築 20年経過)

研究における学会やシンポジウムに使用するに適した広さであるので、議論の場として各種の行事に使用する。大幅な改修をせず各種学会や教育・研修等の議論に必要な装置の設置、また周囲にパネル展示が可能なように工夫するなど、議論を行うための設備の整備を行う。

2) 校舎 (R 3階建 1,373㎡ 昭和59年度建築 23年経過)

校舎 1階

「希少糖生産室」として利用し、微生物の培養、酵素の抽出、バイオリアクターの反応、希少糖の分離などの希少糖生産ラインを配置する。各部屋をそれぞれ適切に機能分割し、連携する配置を行うことで、希少糖の生産の効率化を図ると同時に見学者が理解しやすい構造とする。

校舎 2階

世界からの希少糖に関する情報を収集・集積し、また独自の研究成果をデータベースとして保存・発信する。そのための「希少糖に関する情報室」を設置する。

校舎 3階

「セミナー室」および宿泊施設を整備する。

校舎 2階、3階 (和室その他の部屋)

2階および3階の和室は、地域住民等との交流会や各種の小さな意見交換会の場に活用する。他の小さな個室(音楽室など)については、各種精密機器を配置して微量分析室として使用、あるいは精密機器測定の準備室として用いる。

3) 給食場 (R 平屋建 127㎡ 昭和59年度建築 23年経過)

「教育・研修用バイオ室」とし、教育・研修用のバイオ実習を行う場として活用する。

4) 幼稚園舎 (R 平屋建 58m² 昭和60年度建築 22年経過)
「各種機器などの管理室」として、研究・教育・研修における多くの機器の管理を効率的に行う場とする。

5) プール (190m² 昭和46年建築 36年経過)
「水関係の設備」として使用する。水の貯蓄、排水の処理は大きな課題であり、研究テーマでもある。プールはそのための、水に関する多目的実験・実習用に使用する。

6) 運動場 (2,337m²)
一部は「生物生産の場」として光合成の実習の場として(農地として)使用し、生産したでんぷんなどをバイオ実習に使用することで、希少糖の全体像を把握できることに使用する。また、駐車場として利用する。

5 - 3 その他の事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(2) 当該措置を受けようとする者

香川県木田郡三木町

(3) 繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

(平成18年度末現在)

借入施設名	義務教育施設整備事業	義務教育施設整備事業	義務教育施設整備事業 (小菘小学校屋内運動場新築事業)
うち借入対象施設名	小菘小学校用地取得造成 小菘中学校用地取得造成	小菘小学校増改築事業 小菘中学校増改築事業	
借入資金名	政府資金(旧資金運用部資金)	政府資金(旧資金運用部資金)	政府資金(旧資金運用部資金)
借入先	政府資金(旧資金運用部資金)	政府資金(旧資金運用部資金)	政府資金(旧資金運用部資金)
借入金額	111,100,000円	130,400,000円	30,500,000円

うち対象施設分	(59,300,000 円)	(106,300,000 円)	
借入年月日	昭和59年5月25日	昭和60年5月27日	昭和63年5月26日
償還方法等	元利均等半年賦	元利均等半年賦	元利均等半年賦
償還期限	平成20年3月25日	平成21年3月25日	平成24年
未償還元金	18,443,792 円	31,390,272 円	11,661,731 円
うち対象施設分 (あん分)	9,844,436 円	25,588,849 円	
借用証書記号番号	第 58007 号	第 59006 号	第 62005 号
補助金返還免除の有無 (補助金借入先)		有 (文部科学省)	有 (文部科学省)

(4) 転用の形態及び転用後の施設管理者

転用の形態 無償貸与

貸与先 香川県高松市仏生山町甲578番地3
合同会社「希少糖生産技術研究所」

(5) 事業の概要

平成17年3月末を以って、三木町南部中山間地域(山南地区)の2つの幼稚園・小・中学校が廃校となった。山里の「心のよりどころ」が消えたということで小菘地区・奥山地区(山南地区)の過疎化の進行が、一層加速されるのではないかと、跡地活用の効果的取り組みが求められていた。そこに、平成17年11月中旬ごろ合同会社希少糖技術研究所の関係者から非公式に「三木町希少糖研究研修センター(仮称)」を旧小菘小中学校に誘致できないかとの打診があり、早速に「三木町希少糖研究研修センター誘致検討委員会」を設置し、平成18年1月23日以降、「希少糖の研究の現状」、その「価値と将来性」、並びに「研究研修センターの事業内容」や誘致した場合の「賑わい」等について検討協議し、本事業は三木町全体にも「知の文化」とそれにかかる賑わい、そして将来的な経済効果を大いに期待できるということで、町の投資を含んでも誘致の価値があるとの結論を得たものである。

その効果は、短期的なものとは異なる。例えば、短期的にはア) 国際希少糖学会等各種学会を開くことで世界各地から多数の研究者や技術者がこの地にやってくる。

イ) 地域の自然や施設等を活かした多様な学習体験コース、バイオ技術

等の研修コースを県内外に広報することによって、小学生から大学生、一般の見学者等が、年間を通じてこの地にやってくる。

- ウ) また、現在山南地区で取り組んでいる国の施策であるグリーン・ツーリズム事業も研究研修センターとの連携でより活性化が期待できる。
- エ) そして、農業や製造業などへの実用化に向けた研究成果等についても地域住民は、直接にこれら研究者等から学ぶことができる。そして新しい創業の芽を育むことにつながる。
- オ) さらに、地域や三木町にとっては、世界に誇る知的文化の殿堂が存在する町として、町民の心に活力を呼ぶこととなる。

長期的には、希少糖の実用化のめどがたった暁には、これまで山南地区で取り組んできた各種の国の施策事業と調和して、また研究研修センターとの研究の連携はもとより、三木町にあって研究研修センターと連携している香川大学農学部や医学部との連携体制によって、新しい産業の発展、「小蓑ブランド」「山南ブランド」の夢も期待できるというものである。

なお、この事業を行うにあたり、町では廃校校舎等を事業者（合同会社希少糖生産技術研究所）に無償で貸与して有効活用をはかる。貸与にかかる施設の改修については、貸主である三木町がこれをおこなう。そして事業者は、研究の成果を地域住民等に提供する。また、小・中学生から高校・大学生や一般の研修・見学者等を随時受け入れる。さらに事業の進展にあわせて必要な従業員は、地域住民から採用し、事業運営にあたることとする。

転用により、新たに整備する施設の明細表

旧学校名	新たに整備する事業施設
旧小蓑幼稚園	1 小中学校校舎・・・「希少糖生産室」として利用し、微生物の培養酵素の抽出、バイオリクターの反応、希少糖の分離などの希少糖の生産ラインを配置する他、「希少糖に関する情報室」「セミナー室」及び「研究・研修宿泊施設」、各種精密を配置した「微量分析室」「測定準備室」等の施設を配置する。
旧小蓑小・中学校	2 幼稚園舎・・・「各種機器管理室」 3 給食場・・・「教育・研修用パイオ室」 4 屋内運動場・・・「各種学会・シンポジウム会場」「研修会・見学者説明会場」等各種行事のできる施設とする。 5 プール・・・「水に関する多目的実験・実習施設」とし、環境問題に関する研究施設とする。

(6) 支援措置に係る必要な手続き

貸し手である財務大臣に対して「取得財産処分等承認申請書」を提出する。

6 計画期間

平成19年4月1日～平成25年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

平成24年度に4で示した目標に照らし、事業の主体である希少糖生産技術研究所及び三木町が「三木町希少糖研究研修センター連絡協議会（仮称）」と連携して、必要な調査を行い、達成状況を把握・評価し、公表する。

8 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし